

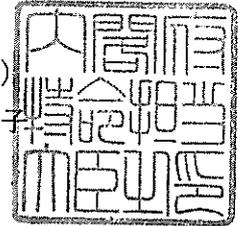


資料 2 - 2 - 1

府子本第 1 3 5 号
平成 27 年 5 月 2 7 日

消費者委員会委員長
河上 正二 殿

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)
有村 治子



「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」に係る実
施状況の報告について

平成 26 年 11 月 4 日付け貴委員会の「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用
に関する建議」について、実施状況を別紙のとおり報告する。



(別紙)

1. 建議事項1について

教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合、政府全体として事故の発生状況を的確に把握し、被害の拡大防止と再発の防止を図るため、消費者庁並びに内閣府、文部科学省及び厚生労働省は密接に連携し、次の措置を講ずること。

(1) 内閣府、文部科学省及び厚生労働省(以下「関係府省」という。)は、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の施行に向けて、関係府省において平成26年9月から開催されている教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(以下「事故再発防止策検討会」という。)において、事故情報収集の仕組みを検討するに当たっては、消費者庁の協力を得て、消費者安全法第12条の規定に基づく通知制度を含めて検討すること。

(2)(略)

(3)(略)

また、関係府省は、教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合には、同条の規定に基づき、事故情報が漏れなく消費者庁に通知されるようにすること。

そのため、関係府省は、通知の対象となる消費者事故等が発生した場合の事故情報の通知に関して、地方公共団体の教育・保育施設等担当部局から所管府省を経て消費者庁へ通知する方法を含めて検討するとともに、地方公共団体を通じて、教育・保育施設等に対して事故情報の報告について協力を求めること。

(実施状況)

教育・保育施設等における消費者事故等に係る事故情報収集の仕組みについては、事故再発防止策検討会への出席を求める等、消費者庁の協力を得つつ検討を進め、同検討会の中間取りまとめ(同年11月28日。別添1参照)において方針を取りまとめるとともに、同中間取りまとめに基づき、平成27年2月16日付け府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(以下「事故報告等通知」という。別添2参照)を発出したところである。

同中間取りまとめ及び事故報告等通知においては、特定教育・保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生した場合における施設・事業者から市町村・都道府県を経ての関係府省への報告ルート等について明確化するとともに、施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県が、第一報を受けた段階で、消費者安全法に基づき確実に消費者庁に報告するよう、各地方公共団体に求めているところである。

2. 建議事項2について

集約した教育・保育施設等における消費者事故等の情報について、その情報が被害の拡大防止及び再発防止に向けて確実に活用されるよう、消費者庁及び関係府省は、密接な連携により、次の措置を講ずること。

(1) 関係府省は、新制度の実施に向けて、教育・保育施設等において事故の被害の拡大防

止及び再発防止に役立つ情報のフィードバックを行うため、事故情報に関する教育・保育施設等の現場のニーズを的確に把握することができるよう、所管府省だけではなく、施設等の運営主体又は運営主体の団体や、地方公共団体の教育・保育担当部局等を交えた検討を行うとともに、新制度の実施以後も検討を継続的に行い、改善を図っていくこと。

- (2) 関係府省は、教育・保育施設等で発生した事故から得られた再発防止のための知識や注意喚起などの情報について、新制度に移行しないものも含め、すべての教育・保育施設等にフィードバックすること。

(略)

- (3) (略)

- (4) 関係府省は、事故再発防止策検討会で検討している事故情報のデータベース化にあたっては、消費者庁の「事故情報データバンク」や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事事故事例検索データベース」など、既存のデータベースとの整合を図り、その活用を含めて検討すること。

- (5) 関係府省及び消費者庁は、教育・保育施設等における消費者事故等の検証については、個々の事故の検証を行うことと、被害の拡大防止や再発防止のための知見を得ることの二つの要請があることを踏まえ、前者の要請に対しては、検証の公正性を確保する必要があること、後者の要請に対しては全国で発生する事故を地域や施設等の種別に関わらず横断的に分析することが有効であることに鑑み、それぞれの目的を達成するために適切な検証体制の構築に向けた検討を行うこと。

(実施状況)

事故再発防止策検討会の中間取りまとめにおいては、関係府省に報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、事故の背景が見えるよう、ホームページで公表することとされている。これに基づき、子ども・子育て支援新制度ホームページにおいて、既存の他のデータベースとの整合を図りつつ、事故報告等通知に基づき報告のあった事故のデータベースを公開することとしているところである。

また、事故再発防止策検討会においては、中間取りまとめにおいて残された検討課題とされた、事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルを含む事故情報の分析・フィードバックのあり方や、事故の再発防止のための事後的な検証のあり方等について引き続き検討を進め、本年秋頃を目途に取りまとめを行うこととしているところである。

なお、これらの検討に当たっては施設等運営主体や地方公共団体からも参画いただくとともに、個々の事故の検証に当たっての公正性の確保や、全国で発生する事故の横断的分析の観点を含めて検討を行っているところである。

26 受文科ス第 2153 号

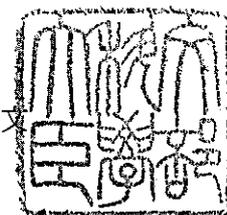
平成 27 年 5 月 29 日

消費者委員会委員長

河上 正二 殿

文部科学大臣

下 村 博



「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」に係る
実施状況の報告について（回答）

平成 26 年 11 月 4 日付け貴委員会の「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用
に関する建議」について、実施状況を別紙のとおり報告する。



(別紙)

1. 建議事項 1 について

教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合、政府全体として事故の発生状況を的確に把握し、被害の拡大防止と再発の防止を図るため、消費者庁並びに内閣府、文部科学省及び厚生労働省は密接に連携し、次の措置を講ずること。

(1) 内閣府、文部科学省及び厚生労働省(以下「関係府省」という。)は、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の施行に向けて、関係府省において平成26年9月から開催されている教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(以下「事故再発防止策検討会」という。)において、事故情報収集の仕組みを検討するに当たっては、消費者庁の協力を得て、消費者安全法第12条の規定に基づく通知制度を含めて検討すること。

(2)(略)

(3)(略)

また、関係府省は、教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合には、同条の規定に基づき、事故情報が漏れなく消費者庁に通知されるようにすること。

そのため、関係府省は、通知の対象となる消費者事故等が発生した場合の事故情報の通知に関して、地方公共団体の教育・保育施設等担当部局から所管府省を経て消費者庁へ通知する方法を含めて検討するとともに、地方公共団体を通じて、教育・保育施設等に対して事故情報の報告について協力を求めること。

(実施状況)

教育・保育施設等における消費者事故等に係る事故情報収集の仕組みについては、事故再発防止策検討会への出席を求める等、消費者庁の協力を得つつ検討を進め、同検討会の中間取りまとめ(同年11月28日。別添1参照)において方針を取りまとめるとともに、同中間取りまとめに基づき、平成27年2月16日付け府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(以下「事故報告等通知」という。別添2参照)を発出したところである。

同中間取りまとめ及び事故報告等通知においては、特定教育・保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生した場合における施設・事業者から市町村・都道府県を経ての関係府省への報告ルート等について明確化するとともに、施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県が、第一報を受けた段階で、消費者安全法に基づき確実に消費者庁に報告するよう、各地方公共団体に求めているところである。

また、「消費者事故等の通知について」(平成27年5月22日付け消費者庁消費者安全課・消費者庁消費者政策課・文部科学省大臣官房総務課事務連絡。別添3参照)を発出し、幼稚園を含む教育機関等における消費者事故等について、漏れなく消費者庁に通知されるよう、改めて周知を行っているところである。

2. 建議事項2について

集約した教育・保育施設等における消費者事故等の情報について、その情報が被害の拡大防止及び再発防止に向けて確実に活用されるよう、消費者庁及び関係府省は、密接な連携により、次の措置を講ずること。

- (1) 関係府省は、新制度の実施に向けて、教育・保育施設等において事故の被害の拡大防止及び再発防止に役立つ情報のフィードバックを行うため、事故情報に関する教育・保育施設等の現場のニーズを的確に把握することができるよう、所管府省だけではなく、施設等の運営主体又は運営主体の団体や、地方公共団体の教育・保育担当部局等を交えた検討を行うとともに、新制度の実施以後も検討を継続的に行い、改善を図っていくこと。
- (2) 関係府省は、教育・保育施設等で発生した事故から得られた再発防止のための知識や注意喚起などの情報について、新制度に移行しないものも含め、すべての教育・保育施設等にフィードバックすること。
(略)
- (3) (略)
- (4) 関係府省は、事故再発防止策検討会で検討している事故情報のデータベース化にあたっては、消費者庁の「事故情報データバンク」や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事件事例検索データベース」など、既存のデータベースとの整合を図り、その活用を含めて検討すること。
- (5) 関係府省及び消費者庁は、教育・保育施設等における消費者事故等の検証については、個々の事故の検証を行うことと、被害の拡大防止や再発防止のための知見を得ることの二つの要請があることを踏まえ、前者の要請に対しては、検証の公正性を確保する必要があること、後者の要請に対しては全国で発生する事故を地域や施設等の種別に関わらず横断的に分析することが有効であることに鑑み、それぞれの目的を達成するために適切な検証体制の構築に向けた検討を行うこと。

(実施状況)

事故再発防止策検討会の中間取りまとめにおいては、関係府省に報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、事故の背景が見えるよう、ホームページで公表することとされている。これに基づき、子ども・子育て支援新制度ホームページにおいて、既存の他のデータベースとの整合を図りつつ、事故報告等通知に基づき報告のあった事故のデータベースを公開することとしているところである。

また、事故再発防止策検討会においては、中間取りまとめにおいて残された検討課題とされた、事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルを含む事故情報の分析・フィードバックの在り方や、事故の再発防止のための事後的な検証の在り方等について引き続き検討を進め、本年秋頃を目途に取りまとめを行うこととしているところである。

なお、これらの検討に当たっては施設等運営主体や地方公共団体からも参画いただくとともに、個々の事故の検証に当たっての公正性の確保や、全国で発生する事故の横断的分

析の観点を含めて検討を行っているところである。

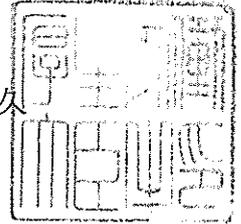
さらに、教育・保育施設等のうち幼稚園については、幼稚園を含む各学校種の管理下における事故等への適切な対応の在り方を検討するため設置された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議においても、学校関係者や地方公共団体に参画いただき、学校事故に関する情報共有の在り方や検証組織の必要性等について検討しており、年度内を目途に取りまとめを行う予定である。



厚生労働省発雇児 0603 第 1 号
平成 27 年 6 月 3 日

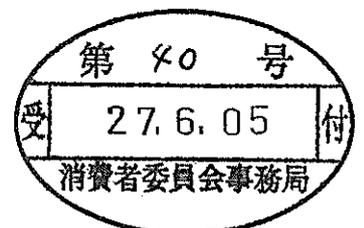
消費者委員会委員長 河上 正二 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」
に係る実施状況の報告について

平成 26 年 11 月 4 日付け貴委員会の「教育・保育施設等における事故情報の収集及
び活用に関する建議」について、実施状況を別紙のとおり報告する。



別紙

「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」に対する 厚生労働省の実施状況について

1. 事故情報の収集

(建議事項1)

教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合、政府全体として事故の発生状況を的確に把握し、被害の拡大防止と再発の防止を図るため、消費者庁並びに内閣府、文部科学省及び厚生労働省は密接に連携し、次の措置を講ずること。

- (1) 内閣府、文部科学省及び厚生労働省(以下「関係府省」という。)は、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の施行に向けて、関係府省において平成26年9月から開催されている教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(以下「事故再発防止策検討会」という。)において、事故情報収集の仕組みを検討するに当たっては、消費者庁の協力を得て、消費者安全法第12条の規定に基づく通知制度を含めて検討すること。
- (2) 厚生労働省は、事故情報を収集する仕組みのないベビーシッター事業や、十分に事業の実態を把握できていない小規模な認可外保育施設についても、事故情報を適切に収集する仕組みを構築すること。
- (3) 消費者庁は、消費者安全法第12条の規定に基づく事故情報の通知制度について、関係府省に対し、消費者庁へ通知する教育・保育施設等における事故情報の範囲や通知方法を継続的に周知し、必要に応じて通知を督促すること。

また、関係府省は、教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合には、同条の規定に基づき、事故情報が漏れなく消費者庁に通知されるようにすること。

そのため、関係府省は、通知の対象となる消費者事故等が発生した場合の事故情報の通知に関して、地方公共団体の教育・保育施設等担当部局から所管府省を経て消費者庁へ通知する方法を含めて検討するとともに、地方公共団体を通じて、教育・保育施設等に対して事故情報の報告について協力を求めること。

(実施状況)

教育・保育施設等における消費者事故等に係る事故情報収集の仕組みについては、事故再発防止策検討会への出席を求める等、消費者庁の協力を得つつ検討を進め、同検討会の中間取りまとめ(同年11月28日。別添1参照)において方針を取りまとめるとともに、同中間取りまとめに基づき、平成27年2月16日付け府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(以下「事故報告等通知」という。別添2参照)を発出したところである。

同中間取りまとめ及び事故報告等通知においては、特定教育・保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生した場合における施設・事業者から市町村・都道府県を経ての関係府省への報告ルート等について明確化するとともに、施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県が、第一報を受けた段階で、消費者安全法に基づき確実に消費者庁に報告するよう、各地方公共団体に求めているところである。

また、上記の通知において、報告の対象となる施設・事業の範囲を「特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）」、「特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）」、「地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業に限る。）」、「認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業」とし、事故情報を適切に収集することとしている。

なお、「社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」において、これまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長に対する届出制の対象外であった 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の認可外保育施設についても、「届出義務を課すことが適当」との議論の取りまとめが平成 26 年 11 月 19 日に出されたことを受け、今後、1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の認可外保育施設についても、都道府県等が把握できるよう届出義務を課すことを予定している（平成 28 年 4 月 1 日までに施行する予定）。

加えて、放課後児童クラブについては、平成 27 年 3 月 27 日付け雇児育発 0327 第 1 号「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」（別添 3 参照）において、各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長に対し、また、ファミリー・サポート・センター事業については、平成 27 年 3 月 27 日付け雇児職発 0327 第 1 号「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について」（別添 4 参照）において、各都道府県・指定都市・中核市ファミリー・サポート・センター担当課長に対し、消費者安全法に基づく報告を消費者庁消費者安全課に行うよう通知した。

2. 事故情報の分析及び活用

(建議事項 2)

集約した教育・保育施設等における消費者事故等の情報について、その情報が被害の拡大防止及び再発防止に向けて確実に活用されるよう、消費者庁及び関係府省は、密接な連携により、次の措置を講ずること。

(1) 関係府省は、新制度の実施に向けて、教育・保育施設等において事故の被害の拡大防止及び再発防止に役立つ情報のフィードバックを行うため、事故情報に関する教育・保育施設等の現場のニーズを的確に把握することができるよう、所管府省だけではなく、施設等の運営主体又は運営主体の団体や、地方公共団体の教育・保育担当部局等を交えた検討を行うとともに、新制度の実施以後も検討を継続的に行い、改善を図っていくこと。

(2) 関係府省は、教育・保育施設等で発生した事故から得られた再発防止のための知識や注意喚起などの情報について、新制度に移行しないものも含め、すべての教育・保育施設等にフィードバックすること。

また、消費者庁は、教育・保育施設等において発生する事故は、家庭においても起こり得るものであることに鑑み、子育て世帯にも情報を届けるよう取り組むこと。

(3) 消費者庁は、関係府省における(1)の検討状況や(2)の実施状況を適切に把握し、フィードバックの取組に資するよう、事故情報を提供すること。また、教育・保育施設等に向けた事故情報のフィードバックのための資料作成などに「事故情報データバンク」などが活用できることを関係府省の協力を得て地方公共団体に周知すること。

また、メール配信登録者に直接情報を届けることが可能な「子ども安全メール from 消費者庁」について保育従事者や子育て世帯に登録を促すなど、プッシュ型の配信方法の一層の活用を推進すること。

(4) 関係府省は、事故再発防止策検討会で検討している事故情報のデータベース化にあたっては、消費者庁の「事故情報データバンク」や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事件事例検索データベース」など、既存のデータベースとの整合を図り、その活用を含めて検討すること。

(5) 関係府省及び消費者庁は、教育・保育施設等における消費者事故等の検証については、個々の事故の検証を行うことと、被害の拡大防止や再発防止のための知見を得ることの二つの要請があることを踏まえ、前者の要請に対しては、検証の公正性を確保する必要があること、後者の要請に対しては全国で発生する事故を地域や施設等の種別に関わらず横断的に分析することが有効であることに鑑み、それぞれの目的を達成するために適切な検証体制の構築に向けた検討を行うこと。

(実施状況)

事故再発防止策検討会の中間取りまとめにおいては、関係府省に報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、事故の背景が見えるよう、ホームページで公表することとされている。これに基づき、子ども・子育て支援新制度ホームページにおいて、既存の他のデータベースとの整合を図りつつ、事故報告等通知に基づき報告のあった事故のデータベース化を平成27年度から実施しており、本年6月から公開することとしているところである。

また、事故再発防止策検討会においては、中間取りまとめにおいて残された検討課題とされた、事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルを含む事故情報の分析・フィードバックの在り方や、事故の再発防止のための事後的な検証の在り方等について引き続き検討を進め、本年秋頃を目途に取りまとめを行うこととしているところである。

なお、これらの検討に当たっては施設等運営主体や地方公共団体からも参画いただくとともに、個々の事故の検証に当たっての公正性の確保や、全国で発生する事故の横断的分析の観点を含めて検討を行っているところである。